

新型コロナウイルス感染症の拡大による 経済対策および生活支援を迅速に実施

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている、市内事業者と市民の皆さんの暮らしを守るため、経済対策および生活支援にスピーディーに取り組みます。これに併せて、県外の柏崎出身の学生と柏崎ファンクラブ会員を対象に、柏崎の元気発信応援プロジェクトを市を挙げて展開します。

1 経済対策

- (1) 柏崎市小規模事業者経営支援補助金（市独自）
マイナス影響を受けている市内小規模事業者に対し、事業継続を支援するため、10万円を補助します。
- (2) 柏崎市緊急雇用安定給付金（市独自）
国の雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金制度を利用した市内事業者に、5万円を支給します。
- (3) 新潟県新型コロナウイルス感染症対策特別融資に対する信用保証料補給および利子補給（市独自）
新潟県のセーフティネット資金（経営支援枠・新型コロナウイルス感染症対策特別融資）を借り入れた、市内中小企業者などを対象に、信用保証料の全額と支払利子額の一部を補給します。
- (4) 持続化給付金（国の制度）
売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者に対して、事業継続のための給付金を支給します（法人 200万円以内 個人事業者 100万円以内）。

2 元気発信応援プロジェクト（市独自）

- (1) 帰省を自粛し、県外で頑張っている柏崎出身の学生を応援するため、笹団子やお菓子の詰め合わせを送ります。
- (2) 県外の柏崎ファンクラブ会員へ柏崎の特産品パンフレットを送り、市内事業者への応援（商品購入）を呼びかけます。

3 生活支援

- (1) 子育て世帯への臨時特別給付金
子育て世帯の生活を支援する取り組みの1つとして、児童手当を受給する世帯（一部除く）に対し、対象児童1人につき1万円を支給します。公務員以外の支給対象者の方は申請不要です。公務員以外の方には、5月29日に支給を予定しています。
- (2) 特別定額給付金
家計を支援する取り組みとして、令和2(2020)年4月27日において住民基本台帳に記録されている対象者1人につき10万円を支給します。申請書類は5月7日から発送しています。